

## ◎工事系業務委託に係る最低制限価格の算定方法

東久留米市が発注する工事系業務委託（建築関係の建設コンサルタント業務）における最低制限価格の算定方法は以下のとおりです。

### 1 対象業務

予定価格100万円以上の工事系業務委託（建築関係の建設コンサルタント業務）で入札を行うもの。

### 2 設定範囲

予定価格の10分の8から10分の6の範囲内で設定します。

### 3 最低制限価格の算出方法

予定価格の算出の基礎となった以下の（1）～（4）の合計額に100分の110を乗じた額（小数点以下切捨て）とします。

（1）直接人件費の額

（2）特別経費の額

（3）技術料等経費の額×10分の6

（4）諸経費の額×10分の6

### 4 最低制限価格の設定

予定価格の内訳から、原則として上記3の算出方法により算出したうえで、上記2の設定範囲内で案件ごとに設定します。

なお、最低制限価格は公表しません。